

第7章 健全な水循環系の構築

1 健全な水循環系構築の必要性

(1) 健全な水循環系構築の必要性

これまでの都市への人口や産業の集中、都市域の拡大、産業構造の変化、過疎化、高齢化等の進行、近年の気象変化等を背景に、平時の河川流量の減少、湧水の枯渇、各種排水による水質汚濁、不浸透面積の拡大による都市型水害等の問題が顕著となってきた。

具体的には、人間の生活や社会経済活動による水利用、都市化等に伴う流域の地下浸透・かん養機能の低下により、河川等の平常時の流量が減少し、その水質や水生生物の生育・生息環境に影響を与えている場合がある。また、地下水の過剰採取による地盤沈下は、全国的には沈静化の傾向にあるものの、いまだ地下水位が回復していない地域があるほか、地下水のかん養量の減少の影響等も受け、湧水の枯渇がみられる地域がある。

「水質汚濁に係る環境基準」について、「人の健康の保護」に係る項目は達成率が次第に高まっているが、有機汚濁等の「生活環境の保全」に係る項目については、特に閉鎖性水域において改善が十分に進んでいない。一方、健康志向や安全・安心への関心の高まりの中で、良質で安全な水供給への要請は更に増大している。

また、都市化や護岸整備等により、その水辺地の水環境が損なわれ、水辺地が持つ水質浄化機能や水生生物等の生育・生息環境としての機能が低下・消失し、また、人と水とのふれあいの場としての活用が困難な地域が見られる。

水源林を含めて水源を保全し、支えてきた水資源地域の多くでは人口の減少・高齢化が進行しており、山村の地域資源である森林の適正な管理に支障をきたすことが危惧されている。

このような問題に対処するためには、流域を中心とした水循環の場において、いわゆる“健全な水循環系の構築”が求められている。

なお、「健全な水循環系」とは、「流域を中心とした一連の水の流れの過程において、人間の営みと環境の保全に果たす水の機能が、適切なバランスの下に確保されている状態」と定義されている。

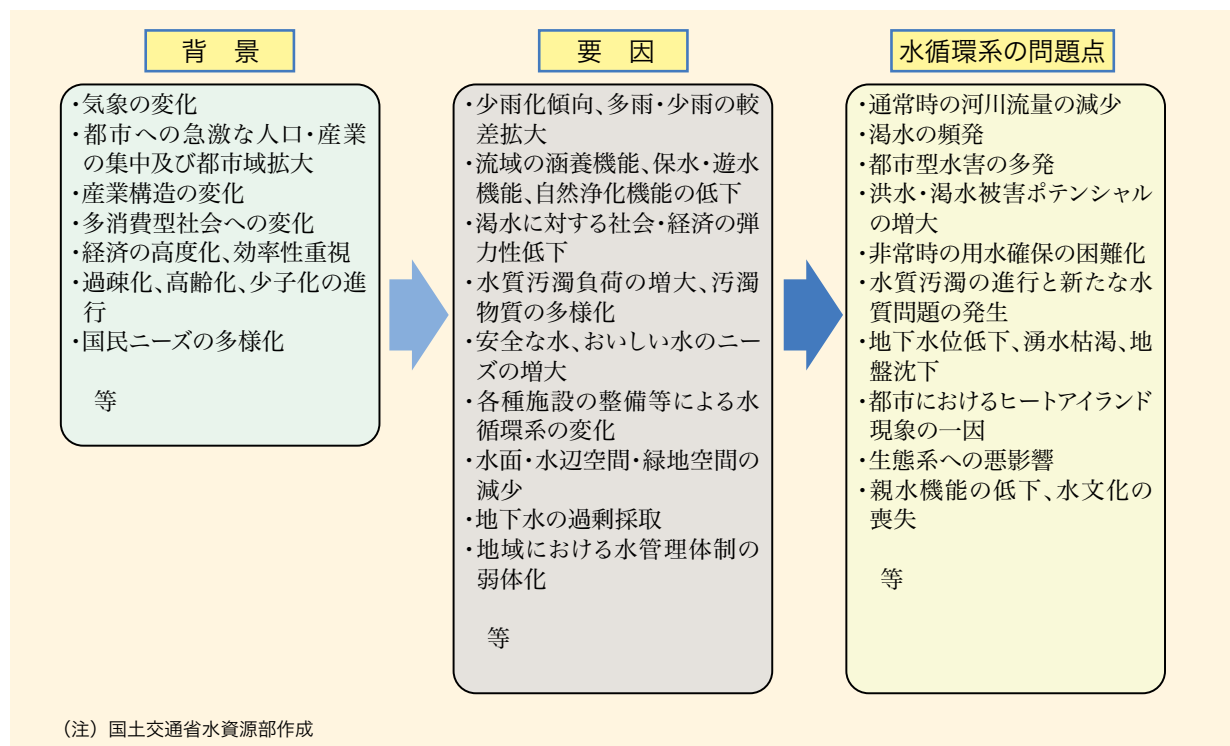


図7-1-1 水循環系を取り巻く状況変化と問題点

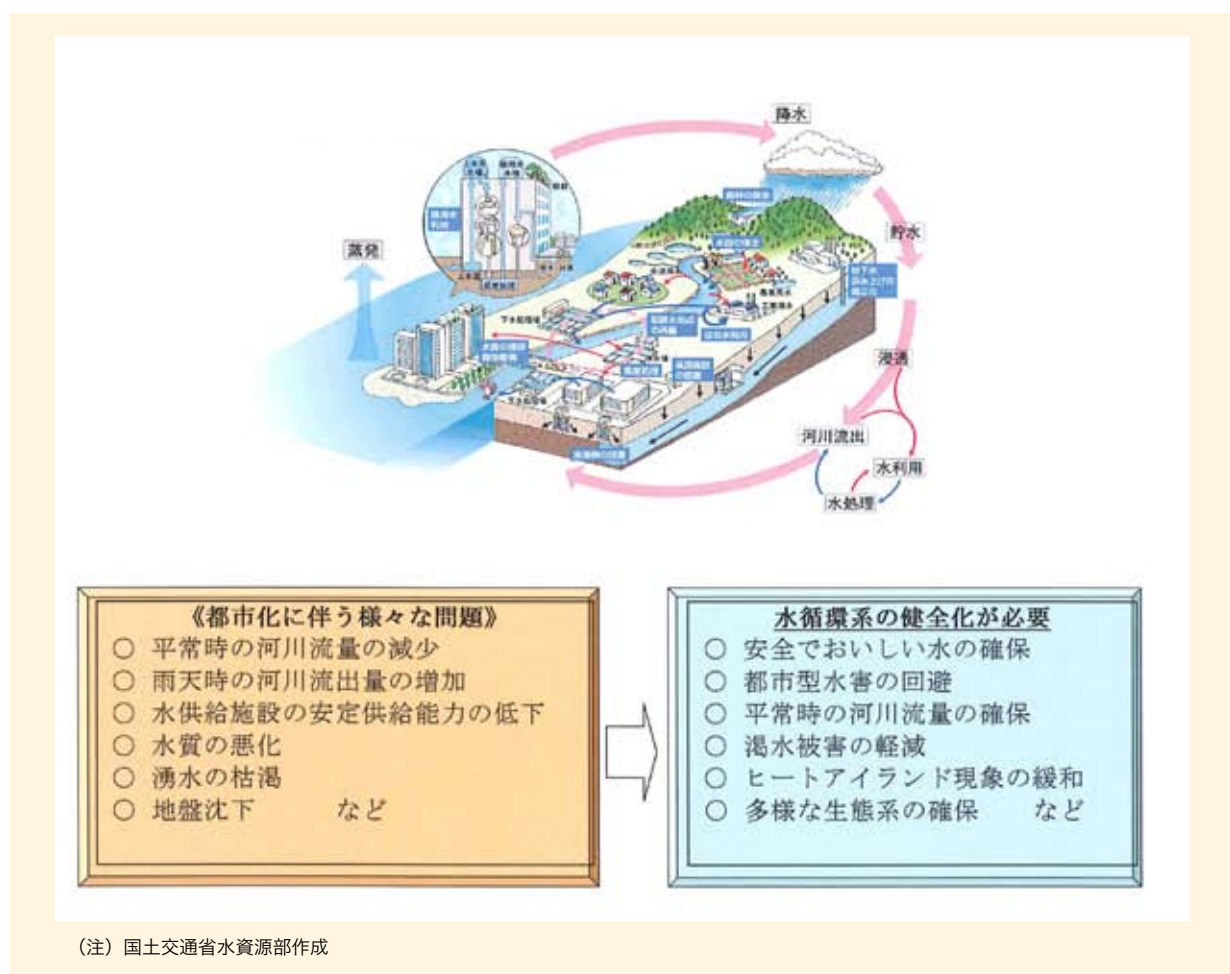


図7-1-2 健全な水循環系構築のイメージ

（2）健全な水循環系構築に向けた取り組み

① 健全な水循環系構築に向けた取り組み

流域における健全な水循環系の構築に関しては、河川審議会答申（総合政策小委員会水循環小委員会：平成10年7月）、社会資本整備審議会都市計画部会下水道小委員会（平成19年6月）、中央環境審議会意見具申（平成11年4月）の中でその基本的考え方が示されている。加えて、中央環境審議会意見具申を受けて閣議決定された第二次環境基本計画（平成12年12月）及び第三次基本計画（平成18年4月）においても、今後重点的に取り組むべき戦略的プログラムの一つとして位置付けられ、流域を単位とした水循環計画の策定の必要性が示されている（参考7-2-1）。

② 健全な水循環系構築のためのガイドラインの策定

地域におけるこれらの具体的な施策の展開に際しては、水循環系の実態把握や水循環に関する情報の共有化、健全性の評価手法の確立等検討すべき課題も多い。

具体的には、流域の水環境の現状に対する認識を流域住民、事業者、民間団体、地方公共団体、国等の関係者が広く共有することが重要であること、さらには、流域の水循環機構を解明・把握し、問題点を抽出し、関連情報を共有することが不可欠であり、目標となる望ましい水循環系の姿を関係者の間で十分に議論し、広く共有できるよう、わかりやすい目標を設定し、各主体の取り組みが、効果的、効率的、継続的に進むような仕組みとする必要がある。

水循環に関する施策や方策については、一般化された手法や体系化された方法はなく、試行錯誤を続けている段階ではあるが、各地域における事例を含め、水循環に関する現時点での知見をとりまとめて情報発信していくことは、行政担当者をはじめとする関係者への取り組みの糸口を提供することとなる。

このような状況を踏まえ、「健全な水循環系構築に関する関係省庁連絡会議」（厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）は、これまでの検討の成果も含め、平成15年10月に「健全な水循環系構築のための計画づくりに向けて」を取りまとめ、全国の様々な地域で流域の水循環系健全化に向けた取り組みを実践している主体者（住民、NPO、事業者）や行政（国、地方機関、都道府県、市町村）等を対象として、どのような目標を立て、どのようなプロセスで取り組むべきかについて、各主体が主体的に考え、具体的な施策を導き出すための方向をとりまとめた。

水循環系構築のための計画は、都道府県及び国土交通省河川事務所等において計画策定が行われている。

2 水資源利用と水質

水資源の利用は、それぞれの用途に応じた適正な水質が確保されていることを前提としているため、公共用水域や地下水の水質悪化の防止と改善は、水資源の保全の観点から重要な課題である。また、国民の関心が高まりつつある安全でおいしい水を確保するためにも、水質保全対策の強化が一層重要となっている。

(1) 水質の現況

河川・湖沼は都市用水の水源の約 75% を占める。河川における水質環境基準（BOD）の達成率は、長期的に見ると上昇傾向にあり、平成 20 年度は約 92% となった。一方、湖沼の水質環境基準（COD）の達成率は 40% 台を横ばいで推移していたが、平成 15 年度に初めて 50% を超え、平成 20 年度には約 53% であった（図 7-2-1）。

湖沼の一部では、栄養塩類の流入等による富栄養化が進んだ結果、アオコ等の発生による異臭や水道水のかび臭等の問題が生じている。また、富栄養化が進んでいない比較的水質が良好な湖沼においても、淡水赤潮が発生している例がある。一方、都市部を貫流する河川の一部には、水質が改善されていないものや一部の農村部においては、生活排水の流入による河川や農業用排水路等の水質悪化が問題となるなどの事例も見られる。

都市用水の水源の約 25% を占める地下水は、一般的には良質の水源であるが一部で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素等による汚染が見られる（表 3-2-3）。

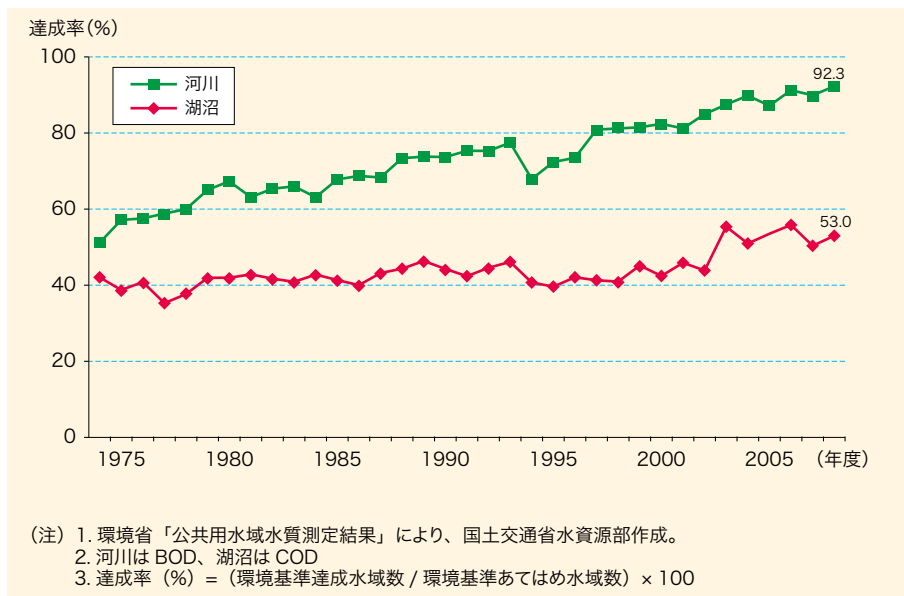


図7-2-1 河川・湖沼の環境基準達成率の推移 (BOD 又は COD 全国平均)

(2) 水質保全対策

河川、湖沼等の水質を保全するため、水質汚濁に係る環境基準の設定、工場・事業場からの排水の規制、生活排水処理施設の整備、河川等における浄化など種々の対策が実施されている。

環境基準については、人の健康の保護に関する環境基準と生活環境の保全に関する環境基準からなり、平成15年11月には水生生物保全の観点から、新たに全亜鉛が生活環境項目として設定された。その後、平成21年11月には人の健康の保護の観点から、公共用水域においては1,4-ジオキサンが、地下水においては、塩化ビニルモノマー、1,4-ジオキサン及び現行のシス-1,2-ジクロロエチレンにかわり、1,2-ジクロロエチレン（シス体及びトランス体の和）が健康項目として追加された。また、1,1-ジクロロエチレンについては公共用水域及び地下水において基準値が見直された。

水質汚濁防止法に基づき、工場、事業場からの排水を規制するとともに、生活排水対策の実施を推進し水質汚濁の防止を図っている。さらに、水質汚濁防止法の規制のみでは水質保全が十分でない湖沼については、湖沼水質保全特別措置法に基づいて水質保全対策を行っており、琵琶湖等11湖沼が指定されている。なお同法は平成17年に改正され、非特定汚染源対策のための流出水対策地区制度や植物の水質浄化機能活用のための湖辺環境保護地区制度の追加等がなされた。

生活排水対策については、地域の特性や実情に応じ、下水道や浄化槽など各種污水处理施設の普及が図られている。農村部では、農業用排水路の水質保全等を目的に生活排水等を処理する農業集落排水事業等が進められている。

これらの污水处理施設の普及状況を示す指標として、下水道、農業集落排水施設等、浄化槽などの各污水处理施設を利用できる人口の総人口に対する割合で表した污水处理人口普及率でみると、平成20年度末における普及率は約84.8%である。普及状況には地域間格差があり、特に中小市町村では多くの未普及地域を抱えることから、早急な普及が望まれる。また、水質保全上重要な地域では、富栄養化による赤潮等の発生を防ぐため、窒素・リンを除去できる高度処理の導入等が推進されている。さらに、水質汚濁防止法の規定に基づき都道府県知事により指定される生活排水対策重点地域においては、市町村により生活排水対策推進計画が策定されており、平成21年3月末現在、42都府県の210地域（351市町村）が指定されている。

一方、河川や湖沼などでは、浄化用水の導入や底泥の浚渫、汚濁流入水の浄化対策などが実施されているほか、ダム直下及び下流の河川については、水質の保持、漁業への影響、景観の保全等を総合的に考慮して、河川の正常流量確保のための対策が行われている。

地下水の水質の保全に関しては、水質汚濁防止法により工場、事業場からの有害物質を含む汚水等の地下浸透が禁止されている。また、都道府県知事は汚染原因者に対し、汚染された地下水の水質浄化のための措置を命ずることができる。なお、平成22年4月1日現在、公共用水域における人の健康の保護に関する環境基準項目は27項目、地下水環境基準項目は28項目となっている（参考7-2-1）。

(3) 安全でより良質な水の確保

安全で良質な水の確保のため、各種の取り組みが行われている。

水道水質基準については、常に最新の科学的知見に照らして改正していくべきとの考えから、逐次検討が進められている。最近では、平成 22 年 2 月にカドミウム及びその化合物等に係る水道水質基準の改正が行われ、平成 22 年 4 月から施行されている。平成 22 年 4 月 1 日現在、水道水質基準は 50 項目となっている。また、水道管理上留意すべき項目として水道管理目標設定項目 27 項目、要検討項目 44 項目が位置付けられている。

「水道原水水質保全事業の実施に関する法律」に基づく水道事業者からの計画策定の要請は、平成 22 年 4 月現在 9 ケ所であり、そのうち 8 ケ所について都道府県計画が、1 ケ所について河川管理者の事業計画が策定されている。

また、浄水場においては、浄水過程で注入される塩素と反応して生成されるトリハロメタンの低減化が図られている。さらに、塩素消毒に耐性がある病原性原虫クリプトスポリジウム等については、「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」が策定され、対応が図られている。

水源となる河川、湖沼等においては、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき、平成 11 年 12 月にはダイオキシン類の水質環境基準が設定され、平成 14 年 7 月にはダイオキシン類の底質環境基準が設定された。

このほか、国土交通省と環境省は連携し、河川等の水環境における化学物質に関する実態調査を実施している。河川水等の水環境中の化学物質については、その濃度と人体への影響、生態系への影響等不明な点も多く、今後更なる関連情報の収集が必要である。

(4) 安全でおいしい水への要望

平成 20 年に内閣府が実施した「水に関する世論調査」によると、水に関わる豊かな暮らしとは「安心して水が飲める暮らし」(80.0%)、「おいしい水が飲める暮らし」(47.2%)と安全でおいしい水への国民の関心が高い(第Ⅰ編 図 1-1-6)。

普段の水の飲み方は「特に措置を講じずに、水道水をそのまま飲んでいる」とする人が 37.5%と最も多かったが、その他「浄水器を設置して水道水を飲んでいる」(32.0%)、「ミネラルウォーターなどを購入して飲んでいる」(29.6%)とする人も多かった。水道水については約 48%の人が飲み水について満足していないと回答している(図 7-2-2~3)。

近年は、ミネラルウォーターの年間生産実績が急激に伸びるとともに(参考 7-2-2)、浄水器の家庭への普及が進んでいる(参考 7-2-3~5)。

湖沼の富栄養化等の水源水質の悪化により、カビ臭等による異臭味障害対象人口は、平成 2 年には、約 2,000 万人に達したが、高度処理などにより近年大幅に減少している。平成 20 年度においては 169.7 万人となっており、平成 19 年度の 169.2 万人より 5 千人増加した(図 7-2-4)。

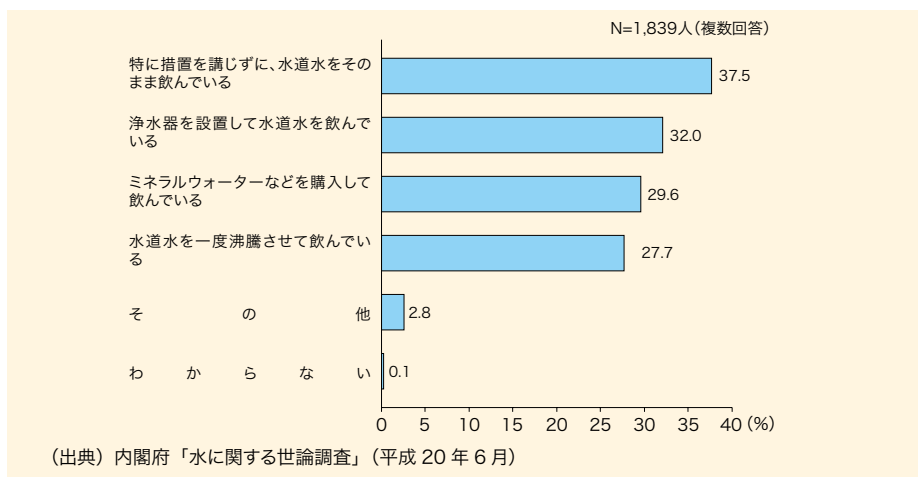


図7-2-2 普段の水の飲み方

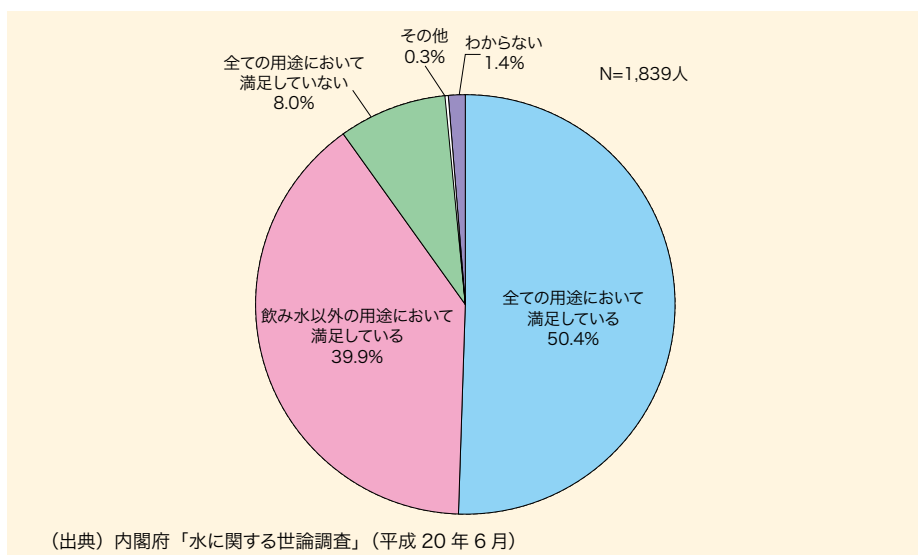


図7-2-3 水道水の質に対する満足度

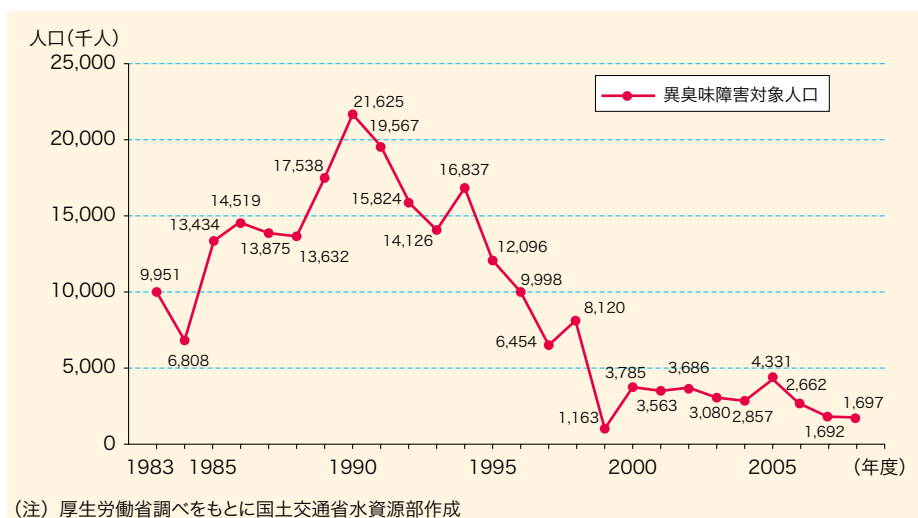


図7-2-4 水道における異臭味障害の発生状況の推移

3 森林の保全及び整備を通じた水源地域の保全

我が国の森林面積は2,510万ha（平成18年度末現在）であり、国土に占める割合は約67%となっている。森林は、木材生産等の経済的機能のほか、山地災害の防止、自然環境の保全及び形成など、多面的機能を有している。特に、水源地域の森林は、水源のかん養、ダム貯水池への流入土砂の軽減などの機能を有しており、その整備及び保全による機能の維持向上が重要である。

戦後造成された人工林が成熟しつつあり、水源のかん養等の機能の維持向上を将来に渡って図っていくためには、100年先を見通した多様で健全な森林の整備及び保全を進めていく必要がある。特に、今後急増する高齢級の人工林については、立地条件に応じ、間伐の実施はもとより、広葉樹林、針広混交林、大径木からなる森林へと誘導する多様な施業を推進していくことが重要である。

また、水源の保全は、流域住民による森林等の適正な管理や不法投棄に対する監視など、生活の中での主体的取り組みによって支えられている側面も大きいものと考えられ、こうした活動についてより積極的に評価、支援することが必要となっている。また、水源地域の持つ豊かな自然環境や伝統文化を活用することなどにより、水源保全を担う地域の活性化を図り活力を維持していくことも重要な課題となっている。さらに、水源かん養機能などをもつ森林の保全をまちづくりの柱とする様々な活動が行われ、水源保全につながる地域活性化が図られている。

4 水資源開発と環境

（1）流水の正常な機能の維持

河川からの取水に当たっては、河川の流水の正常な機能の維持に支障を及ぼさないことが基本となっている。正常流量は、舟運、漁業、観光、流水の清潔の保持、塩害の防止、河口の閉塞の防止、河川管理施設の保護、地下水位の維持、景観、動植物の生息地又は生育地の状況等を総合的に考慮し維持すべき流量（以下「維持流量」という。）と水利流量の双方を満足する流量として定められる。

そのため、新たな水利利用を行うに当たり、河川の流水の正常な機能の維持に支障をきたさないようにする必要がある。

渇水時の河川流量の減少は、魚類等の生息域を狭めたり水質の悪化を招いたりするなど、河川環境へ悪影響を与える。河川管理施設である多目的ダム等の多くは、河川の流水の正常な機能を維持するための容量を持ち、渇水時に必要な流量の補給を行っている。

また、発電水利使用のうち、発電取水口や発電ダムから下流区間において維持流量が少なく河川管理上支障の著しいものについては、発電事業者の協力のもと、水利権の更新時を機会として河川の維持流量の確保に努めている。

（2）水資源開発施設における環境対策

水資源開発施設は自然豊かな環境に作られる場合が多いこと、大規模なものが多いこと、自然に循環している水を人為的に貯留、取水するものであることなどから、地域の自然環境に及ぼす影響を回避・低減するため、施設の建設及び管理に当たっては様々な環境保全対策が実施されている。

① ダム貯水池における水質保全対策

a. 冷水現象

夏季に温度成層を形成するダム貯水池では、貯水池深部に低温の水が滞留する。このような水温の低い水を放流した場合には、下流河川の水温がダム貯水池のない場合と比較して低下し、かんがい、河川の生態系や親水活動に影響が現れることがある。このような冷水現象が生じるおそれのある貯水池においては、貯水池の水位変動に追従して表層の水温の高い水を放流できる表層取水設備等を設置している。

b. 濁水長期化現象

洪水の流入時に、粒径の細かい土砂の流入によって貯水池内に濁水が滞留し、ダム貯水池がない場合と比較して下流河川の濁水が長期間継続する場合がある。このような貯水池においては、洪水に伴う濁水放流の期間を低減するため、選択取水設備を設置している。

このほか、浦山ダムでは、洪水後にダム湖上流端付近できれいな水を取水し、導水管によりダム湖をバイパスさせてダム下流へ放流する「清水バイパス」を設置し、濁水放流の長期化を軽減する対策が平成18年度に完成した。

また、貯水池の周辺の裸地等においては、貯水池への土砂の流入を抑制するため、裸地の緑化や森林の整備・保全等を行っている。

c. 富栄養化現象

貯水池の滞留日数が長く、流域からの汚濁負荷の流入が大きい場合には、貯水池内でプランクトンの異常発生が起こりやすい。これにより、景観障害となったり、水道水でのかび臭の発生や塩素消毒等の過程でトリハロメタン等の増加を招いたりする場合がある。

このような貯水池では、貯留水の循環によるプランクトンの発生抑制、深部への酸素補給による底泥からの栄養塩類の溶出抑制等を目的としたばっ気が行われ、効果を上げている。また、栄養塩類の貯水池への流入を削減するための分画フェンスや、汚濁水を貯水池に流入させないためのバイパス水路の設置などが行われている。このほか、貯水池上流域での発生源対策も一部で進められているが、更なる充実が必要である。

② 生態系の保全

a. 水資源開発施設周辺の環境保全

ダム工事は山間部において大規模な地形改変を伴うことから、工事区域内及び周辺の自然環境に与える影響を緩和し、ダム設置後の環境を良好に保持するために様々な取り組みが行われている。

例えば、ダム工事区域等に天然記念物等の希少生物の生息がみられる場合には、生息域にかからないように工事区域を変更したり、周辺地域にこれらが生息可能な環境（ビオトープ）を創出し、移植する等の保全対策が実施されたりしている。また、ダム工事に伴って生じる裸地や法面等に、従来からその地域にある在来種の植生を回復させるなどの取り組みが行われている。

b. 魚道の設置

取水施設等として河川を横断する堰を設置する場合には、回遊性の魚類等の移動の阻害とならないよう魚道を設置している。また、堤高の低いダムにおいても魚道を設置し

ている事例がある。さらに、既存の施設についても、魚類等の移動の障害となっている堰などでは、水系全体の生態系に配慮した改善が進められている。この他にも、底生魚や両生類を含む多種多様な水生生物に対し遡上・降下環境のより一層の向上を図るため、魚道に植石を行うなど綿密な調査に基づく配慮が行われている。

なお、魚道が設置されている河口堰によっては、魚道の側壁に窓を設け、生物の遡上・降下の様子が観察できるようになっているところもある。

（３）水資源開発施設の活用

完成した水資源開発施設は、ダム貯水池等の水面と周辺の自然豊かな景観とが相まって良好な水辺環境を創出しており、自然公園等の区域に含まれているダム貯水池も少なくない。

ダム貯水池や水路等、水資源開発施設の設置に伴って、積極的に良好な自然環境の保全と創出を行っており、また、渇水のときも河川に水が流れることにより水環境の改善や水質の向上に寄与している。このようにして、形成された良好な水辺環境は、地域住民や都市住民の憩いの場として活用されている。

５ 水資源と地球環境

（１）地球環境の変化

自然的及び人為的要因により引き起こされている地球環境の変化が、世界各地で発生している異常多雨・少雨、異常高温・低温等の異常気象の要因と考えられている（表６－４－１）。

① 自然的要因

自然的要因としては、偏西風波動の変化、海洋変動、雪水面積の変化、火山噴火、太陽活動などが考えられているが、特に注目されているものにエルニーニョ／ラニーニャ現象がある。エルニーニョ現象／ラニーニャ現象の発生に伴い、大気の循環場が大きく変化することから、熱帯域のみならず、中高緯度域でも種々の異常気象が発生する傾向がある。最近では、1997年春から1998年春、2002年夏から2002/03年冬及び2009年夏から2010年春にエルニーニョ現象が、1998年夏から2000年春、2005年秋から2006年春及び2007年春から2008年春にラニーニャ現象が発生した。

表7-5-1 最近の主な異常気象

西暦年	日本の異常気象	世界の異常気象
1999	高温(夏:北日本、秋:全国) 多雨(夏:西日本)	北東アジアの干ばつ(1~7月) 中国南部の洪水(6~8月) 東南アジアの洪水(7~8、11~12月) アフリカ東部・中東の干ばつ(1~12月) 米国東部の干ばつ(1~8月) 中米・南米北部の洪水(9~12月)
2000	高温(夏:北・東日本) 少雨(梅雨期:東日本の一部・西日本)	北東アジアの干ばつ(3~8月) メコン川の洪水(9~10月) ヨーロッパ南部の干ばつ(6~8月) ヨーロッパ北西部の洪水(9~11月) アフリカ東部、中東の干ばつ(年間) 米国の干ばつ、森林火災(3~9月)
2001	少雨(春:北・東・西日本) 高温・少雨(7月:東日本) 多雨(秋:西日本・南西諸島)	中国から朝鮮半島の干ばつ(3~6月) 華南からインドシナ半島の台風被害(6~11月) インドネシアの洪水(2月、7月) アルジェリアの洪水(11月) 米国・カナダの干ばつ・森林火災(年間) 中米諸国の干ばつ(6~8月)
2002	高温(3月:全国) 少雨(夏:西日本)	世界的な高温 中国・朝鮮半島の大雨(6~9月) バングラディシュ周辺の大雨(6~8月) インドの熱波(5月)と干ばつ(7~8月) ヨーロッパの大雨(6~8月) オーストラリアの干ばつ(3~12月)
2003	低温・寡照(7月:北・東・西日本) 高温・少雨・多照(7月:南西諸島) 高温(11月:東・西日本、南西諸島)	世界的な高温 華中から本州付近の低温・多雨と華南から南西諸島の高温・少雨(7~8月) インドの寒波(1,12月)と熱波(5~6月) ヨーロッパの熱波(6~8月) 米国中西部のトルネード被害(3~5月)
2004	高温(北・東・西日本中心に5月~7月、11月) 多雨(5月、10月、12月) 台風本土上陸数は新記録の10個	世界的な高温 東アジアの異常高温の頻発 東アジアの大雨・台風被害(6~10月) インド・バングラディシュ等の大雨(6~10月) 米国・中米諸国のハリケーン被害(8~9月)
2005	高温(6月、全国的) 少雨(4月、6月、東日本太平洋側、西日本中心) 大雨(9月、台風第14号による記録的大雨) 低温・大雪(12月、平成18年豪雪) 大雪(2005年12月~2006年3月、平成18年豪雪)	世界的な高温 熱帯域・中国・北米北東部の異常高温の頻発 スペインを中心とした干ばつ(1~9月) ヨーロッパ・東アジアの異常低温(12月) 北米北東部・カリブ海周辺の異常多雨の頻発 中国の大雨・台風被害(5~10月) 米国・中米諸国のハリケーン被害(7~11月) パキスタン周辺の大雨・大雪(2~3月)
2006	寡照(春~梅雨期、全国) 大雨(7月、本州~九州、平成18年7月豪雨) 高温(8月以降、全国) 大雨(9月、広島~沖縄、台風第13号) 少雨(9月中旬以降、西日本、南西諸島) 強風・竜巻(10月~12月、全国)	中国南東部の台風被害(5~8月) 中国の干ばつ(8月、10~11月) フィリピンの地滑り(2月) フィリピン・ベトナムの台風被害(5月、9~12月) インド・パキスタンの大雨(5~8月) ヨーロッパの熱波(6~7月) アフリカ東部の大雨(8~11月) オーストラリアの干ばつ(6~12月)
2007	高温(冬:全国記録的暖冬、日本海側は少雪) 高温(8~10月:西日本中心に全国的) 少雨(春:西日本) 少雨(秋:東日本日本海側、西日本) 多雨(8、9月:沖縄) 多雨(12月:東日本太平洋側、西日本) 多照(春:東日本太平洋側、西日本) 寡照(12月:北日本、東日本、西日本)	中国中部の大雨(6~7月) 朝鮮半島・中国の台風・大雨(8月) アジア南部のサイクロン・大雨(6月、11月) ヨーロッパ南東部の熱波(6~7月) アフリカ熱帯域の大雨(7~9月) 米国東部・西部の干ばつ(通年) アルゼンチン周辺の低温(5~8月) オーストラリア南部の干ばつ(7~10月)
2008	少雨(1月:東日本日本海側、北日本太平洋側) 少雪(冬:北・東日本日本海側) 高温(春:北・東日本) 少雨(春:北・東日本日本海側) 高温少雨(7月:東・西日本) 少雨(8月:沖縄・奄美) 局地的大雨(8月:各地) 高温(12月:北・東日本)	中国・中央アジアの寒波(1~2月) 中国南部・フィリピン・ベトナムの台風・大雨(6~11月) ミャンマーのサイクロン(5月) インド北部周辺の大雨(6~9月) 地中海西部周辺の異常多雨の頻発(7、9~11月) 米国北東部・中部の異常多雨の頻発(2~3、5~6月、9月) 米国南部・カリブ海諸国のハリケーン(8~9月) オーストラリア南部の干ばつ(通年)
2009	高温(冬:北・東日本) 少雪(冬:北・東日本日本海側) 少雨・多照(冬:沖縄・奄美) 少雨(5月:西日本) 多雨(7月:北日本) 寡照(夏:北日本日本海側) 少雨(9月:東・西日本日本海側) 高温(9月:沖縄・奄美)	北緯30度~南緯30度の低緯度域での異常高温 フィリピンの台風・大雨(5、9~10月) ヨーロッパ北部の多雨(7月) アラブ海~アフリカ北部の多雨(9月) 米国中部周辺の低温(10月) アルゼンチン北部周辺の少雨(1、3~4月) オーストラリア南東部の熱波・森林火災(1~2月)

(注) 気象庁作成資料による。

② 人為的要因

人為的要因としては、二酸化炭素等温室効果ガスの増加による地球温暖化、過剰放牧、過剰耕作や燃料としての薪炭材の過剰な採取等による砂漠化、フロンガス等によるオゾン層の破壊、硫黄酸化物・窒素酸化物等が原因と考えられている酸性雨などが挙げられている。

地球温暖化等の気候変動の要因等については、国内的には、気象庁、環境省、文部科学省等関係省庁、国際的には、「気候変動に関する政府間パネル」(IPCC)、「世界気象機関」(WMO)、「国連環境計画」(UNEP)等において検討されている。

IPCCの第4次評価報告書(2007年)では、過去100年間に世界平均気温が0.74℃上昇し、最近50年間の長期傾向は、過去100年のほぼ2倍と結論づけている。本報告書において、20世紀半ば以降に観測された世界平均気温の上昇のほとんどは、人為起源の温室効果ガス濃度の観測された増加によってもたらされた可能性が非常に高いとしており、今後20年間に社会シナリオによらず、10年あたり約0.2℃の昇温を予測する新たな見解を示している。また、淡水資源について、今世紀半ばまでに高緯度およびいくつかの湿潤熱帯地域において10～40%増加し、中緯度のいくつかの乾燥地域および乾燥熱帯地域において10～30%減少すると予測している。このほか、今世紀の間に、今世紀半ばまでに陸上生態系による正味の炭素吸収はピークに達し、その後、弱まる、あるいは、排出への逆転も起こり得、これは、気候変化を増幅する可能性があることも示している。なお、現在の気候変動緩和政策および関連する持続可能な開発の実践では、世界の温室効果ガス排出量は今後数十年間増加し続けると警鐘をならしつつも、開発の道筋を、より持続可能な開発に向けるならば、適応と緩和両方の能力を促進し、気候変動への脆弱性と排出量を低減し得るとしている。

(2) 気候変動による水資源への影響

気候変動により、水資源に対して最も直接的に影響を与えるのは降水量や降水パターンの変化である。現在の水資源開発施設は、既存の流量データ等を基に計画されている。しかし、今後、気候変動に伴い降水量の年々変動の拡大や雪解け時期の早期化に伴い河川流況が変化し、利水安全度が低下するとともに渇水発生の頻度が高くなることが懸念される。

このほか、地球温暖化の影響として、気温上昇による水需要量の増加、蒸発散量の増大、雪解け水の早期流出、水源水質の変化及び海面上昇による地下水等の塩水化等が懸念される。

6 水資源とエネルギー消費

上下水道事業において、平成19年度における電力使用量は合計で約150億kWhであるが、これは同年度の我が国における総電力使用量約10,756億kWhの1.4%となっている(図7-6-1)。

地球温暖化対策推進法に基づく京都議定書目標達成計画において、上下水道事業における取組が位置づけられており、省エネルギー対策や新エネルギー対策が実施されている。省エネルギー対策の事例としては、水道事業において、ポンプの回転数制御装置等の省エネ機器の導入、ポンプのインバータ制御等の運転方法の変更等が行われており、厚生労働省「水道ビジョン」

(平成16年)では、施設更新等に合わせ、エネルギー消費の少ない施設やシステムを整備していくとともに、水道施設は水の有する位置エネルギー、熱エネルギー等を利用することができる施設でもあることにも着目し、他の分野とも協調・調整を図りながら、社会システム全体で環境負荷を低減する方策の検討も推進するとされている。下水道事業においては、酸素が溶解しやすい微細な気泡を発生できる散気装置や効率のよい汚泥脱水機の導入等が行われている。また、新エネルギー対策としては、水道事業において、導・配水での水圧や高低差を利用した小水力発電や太陽光発電等が行われている。下水道事業においては、下水汚泥由来の固形燃料、消化ガスを利用した発電や小水力発電等が行われている。

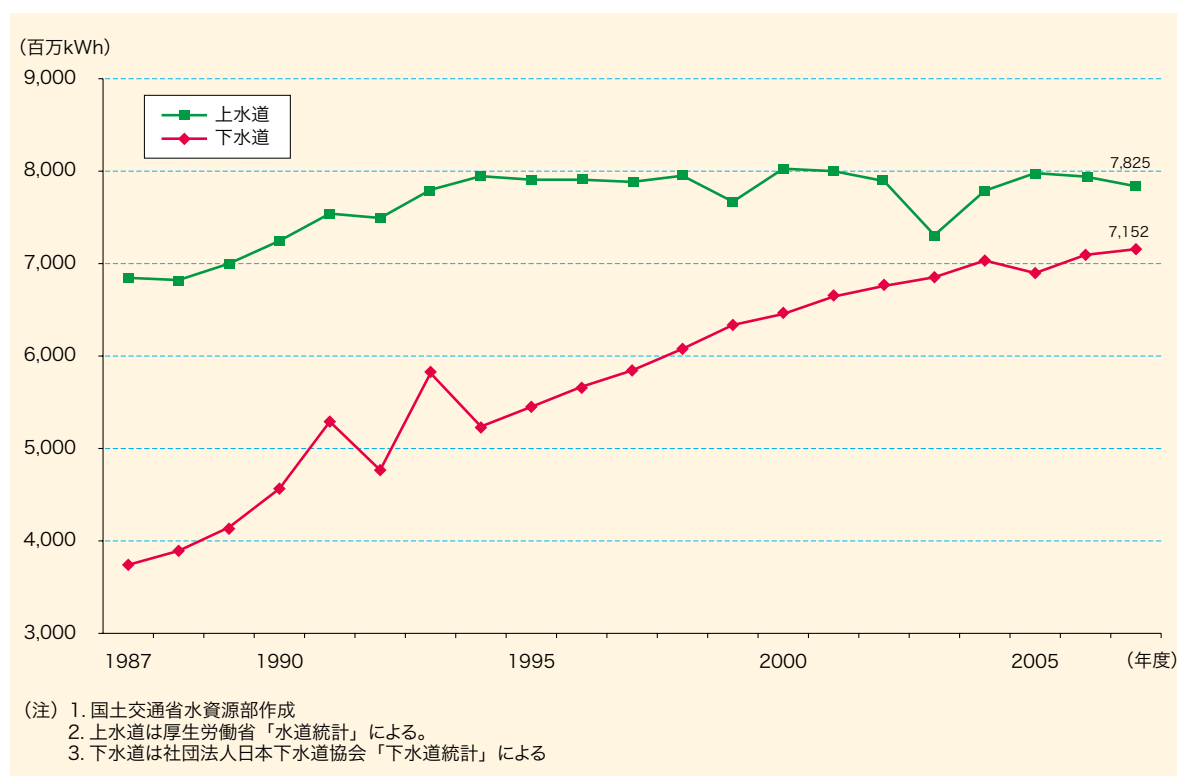


図7-6-1 上水道及び下水道事業における電力使用量の推移